

## 利用者負担額（保育料）について

- ・令和7年度の保育料は、4月分から8月分までは令和6年度の市民税額によって、9月分以降は令和7年度の市民税額によって決定します。市外から岩倉市への転入などで課税情報を確認できない場合は、市町村民税が確認できる資料を入園決定後に提出していただく場合があります。
- ・保育料は、毎月、その月分を月末までに納付していただきます。納付は口座振替により行います。入園決定後に口座振替依頼書をお渡ししますので、提出をお願いします。
- ・保育園と認定こども園の保育料は同じですが、保育料の納付先については、公立保育園、こどもの森保育園は岩倉市へ納めていただき、認定こども園、小規模保育所は各園へ納めていただきます。

### 【0～2歳児】

利用者負担額(保育料)月額表

(単位:円)

| 階層区分 |                |             | 0-2歳児       |               |             |               |
|------|----------------|-------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
|      |                |             |             |               | ひとり親世帯等     |               |
|      |                |             | 短時間<br>(8H) | 標準時間<br>(11H) | 短時間<br>(8H) | 標準時間<br>(11H) |
| 第 1  | 生活保護           |             | 0           | 0             | 0           | 0             |
| 第 2  | 市民税非課税         |             | 0           | 0             | 0           | 0             |
| 第 3  | 市民税:均等割のみ      |             | 6,500       | 6,800         | 2,750       | 2,900         |
| 第 4  | 市民税課税<br>(所得割) | 5,000 円未満   | 7,600       | 7,900         | 3,300       | 3,450         |
| 第 5  |                | 25,000 円未満  | 9,000       | 9,400         | 4,000       | 4,200         |
| 第 6  |                | 48,600 円未満  | 10,000      | 10,400        | 4,500       | 4,700         |
| 第 7  |                | 51,000 円未満  | 10,100      | 10,500        | 5,050       | 5,250         |
| 第 8  |                | 58,000 円未満  | 12,000      | 12,500        | 6,000       | 6,250         |
| 第 9  |                | 67,000 円未満  | 14,300      | 14,900        | 7,150       | 7,450         |
| 第 10 |                | 77,101 円未満  | 18,600      | 19,400        | 9,000       | 9,000         |
|      |                | 85,000 円未満  |             |               | 18,600      | 19,400        |
| 第 11 |                | 103,000 円未満 | 24,600      | 25,700        | 24,600      | 25,700        |
| 第 12 |                | 121,000 円未満 | 31,000      | 32,400        | 31,000      | 32,400        |
| 第 13 |                | 139,000 円未満 | 38,200      | 39,900        | 38,200      | 39,900        |
| 第 14 |                | 157,000 円未満 | 42,800      | 43,700        | 42,800      | 43,700        |
| 第 15 |                | 169,000 円未満 | 43,500      | 44,400        | 43,500      | 44,400        |
| 第 16 |                | 211,000 円未満 | 46,000      | 48,100        | 46,000      | 48,100        |
| 第 17 |                | 256,000 円未満 | 49,700      | 52,000        | 49,700      | 52,000        |
| 第 18 |                | 301,000 円未満 | 51,400      | 53,700        | 51,400      | 53,700        |
| 第 19 |                | 301,000 円以上 | 53,700      | 56,200        | 53,700      | 56,200        |

- ☆ 年齢は令和7年4月1日現在とします。その年齢は令和7年度中に限り変更しません。
- ☆ 4月分から8月分までは令和6年度市民税額、9月分以降は令和7年度市民税額の父と母の合計額で算定します。
- ☆ 住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等を行う前の税額を使います。
- ☆ 令和6年度市民税額を用いて算定する場合、定額減税反映後の市民税課税(所得割額)にて算定します。
- ☆ 子どもが2人以上いる世帯の負担軽減について
  - 第3階層～第8階層のうち市民税所得割の額が 57,700 円未満の世帯  
年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目は0円となります。(年齢制限はありません。)
  - 第8階層のうち市民税所得割の額が 57,700 円以上の世帯～第19階層  
幼稚園、保育園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子ども(小学校就学前)で年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目以降については0円となります。
  - 18歳未満の児童が同一世帯に3人以上おり、そのうち3歳未満の児童が1人以上いる世帯  
年齢が高い方から数えて3人目以降の3歳未満児について、市民税所得割の額が 97,000 円未満の世帯は0円、同 301,000 円未満の世帯は半額となります。
- ☆ ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で、第3階層～第10階層のうち市民税所得割の額が 77,101 円未満の場合は減額があります。なお、ここに該当する世帯で子どもが2人以上いる場合は、第2子以降は0円となります。年齢制限はありません。

### 【3～5歳児】

- ☆ 3歳児から5歳児までの子どもの保育料は無償です。
  - ☆ 通園送迎費、給食の主食にかかる主食費、給食のおかずやおやつ等にかかる材料費(副食費)、行事費などは保護者の負担になります。ただし、以下の場合給食費が免除されます。
    - 保護者の市民税所得割の額が 57,700 円未満の世帯  
(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯は 77,101 円未満)
    - 小学校就学前の児童で年齢が高い方から数えて第3子以降に当たる児童
- ※令和7年度の給食費は、公立保育園は 5,600 円(副食費 4,800+主食費 800 円)です。
- ※公立保育園の給食費の金額について、物価高騰等の影響により、今後変更になる可能性があります。
- ※私立認定こども園については各施設での設定金額となりますので各施設にお問い合わせください。